

環境管理事業センター だより

No.20 2014年 夏号

三重県管理型最終処分場を視察



目次

- ◆平成25年度事業報告・収支決算書について…P2
- ◆平成26年度事業計画・収支予算書について…P3
- ◆処分場についての疑問にお答えします!!…P4
- ◆センターの組織・役員等名簿……………P6

平成25年4月と12月に、建設予定地の地元自治会の方々と、三重県環境保全事業団「新小山最終処分場」を視察しました。

この処分場は、建設計画中の処分場と同じ管理型最終処分場で民家が近接していること、また平成24年12月に開設されたばかりで構造が非常にわかりやすいことから選定したものです。

地元自治会から4月には26名、12月には13名の参加者があり、施設の方からの概要説明、質疑応答の後、処分場内を見学しました。

参加者からは、環境面のほか、具体的な排水処理や遮水シートの構造、地元との協定書等の質問がありました。また、12月の視察では近隣の自治会の方にも話を聞くことが出来ました。

視察者からは、施設規模、施設運営の確かさ、地元自治会との信頼関係に多くの方が感心されており、処分場の理解促進が図れました。

はじめに

盛夏の候、皆様方におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

産業廃棄物の管理型最終処分場の整備促進について、県民の皆様に、より一層のご理解をいただくためには、センターの活動内容などを積極的に情報提供していくことが大切だと考えております。

このため、当センターの平成25年度の事業報告・収支決算書、また、平成26年度の事業計画・収支予算書をお知らせいたしますとともに、産業廃棄物処分場に関する様々な疑問にお答えいたしておりますので、ご覧いただければ幸いです。

平成25年度事業報告・収支決算書について

平成25年度事業報告書

1 概要

最終処分場の建設推進については、第70回理事会(平成24年2月7日)で決定した「産業廃棄物管理型最終処分場の整備方針(以下「整備方針」)」に基づいて、環境プラント工業株式会社(以下「環境プラント」)を事業主体とし、センターが公共関与する事業提携方式で計画を進めた。

この整備方針に基づき、環境プラントが平成24年度から繰越して実施した「実施設計、生活環境影響調査」に対し、県からの「産業廃棄物最終処分場整備推進補助金」の財政支援や技術的支援等を受け、助成等必要な支援を行うとともに、地元の不安を払拭するため、地下水の流向等調査を行うなど処分場の安全性の検証を行った。

また、条例に基づく住民説明会に向けて、地元関係自治会に対し、節目節目に環境プラントと協働して県外施設の視察や事前説明会等適切な対応を行い地元関係自治会の御理解がいただけるよう努めた。

さらに、センターが公共関与する搬入物事前審査・搬入管理について、住民の安全・安心に配慮したマニュアルを作成した。

これらの事業を進めたことにより、条例手続きに入る前の最終の事前説明として「淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画概要書(案)」を地元関係自治会等へ説明し、反対意見等はあるものの自治会としては概ね理解が得られたことから、条例に基づく住民説明会を開催する準備を進めることが出来た。

普及啓発の推進については、広報誌「センターだより」を作成し会員をはじめ、公共施設等に配布するとともに、センターの概要や事業計画に加え、淀江処分場Q & Aや過去のセンターだよりを掲出するなどホームページをリニューアルし、廃棄物処理施設の必要性及び安全性について県民の理解を深め、施設に対するイメージアップが図られるよう普及啓発を進めた。

2 事業実施の状況

1) 法人運営

区分	概要
定時評議員会(6/3)	承認: 「平成24年度計算書類及び附属明細書並びに財産目録の承認」「評議員選任」「役員選任」 報告: 「平成24年度事業報告及び附属明細書」等
第1回理事会(5/17)	承認: 「平成24年度事業報告及び計算書類の承認」「定時評議員会に推薦する評議員候補者、役員候補者」 「定時評議員会の招集」 報告: 「平成25年度事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類」 「職務執行の状況」等
第2回理事会(3/26)	承認: 「平成26年度事業計画書及び収支予算書等の承認」 報告: 「職務執行の状況」等
理事勉強会	3回(5/17、1/30、3/26) 報告、協議、現地視察等
監事会	2回(決算監査4/30、定例監査11/12)

2) 関係者等への説明等

実施時期	対象者	概要
4月16~23日	地元4自治会	(一財)三重県環境保全事業団「新小山最終処分場」の視察
12月13日	地元2自治会	三重県四日市市小山町3234-1
5月20日~	周辺7企業	「計画概要説明書」等の説明(処分場から半径500m以内)
6月8日	地元4自治会	環境プラント一般廃棄物処分場の視察
6月~7月	地元6自治会	事前説明会(第3回)「生活環境影響調査(案)【概要版】」「搬入検査計画(案)」
7月12日~	地元2自治会委員会	生活環境影響調査(案)に対する意見交換等
10月18日	大高地区連合自治会	「処分場の整備について(産廃とは・流れ・必要性)」「事業計画書」等の説明
11月13日	鳥取県産業廃棄物協会	「処分場の整備について(産廃とは・流れ・必要性)」「事業計画書」等の説明
11月~2月	地元6自治会	事前説明会(第4回)「地元自治会との協定について」
12月22・27日	地元2自治会	事前説明会「これまでの説明資料及び追加配付資料」
2月1日~15日	地元6自治会	事前説明会(第5回)「事業計画概要書(案)」
2月21日	米子市議会	全員協議会で事業計画を説明

3) 調査関係

実施時期	調査内容
4月~5月	産業廃棄物の搬入見込み調査(24社: 県内管理型産業廃棄物排出企業)
5月9・28日	他県の処分場事故事例調査(山梨県5/9、愛媛県5/28)
7月17日	環境プラント一般廃棄物処分場のガス抜き管の臭気指数を測定 →結果: 異常なし
8月29日	九州大学の教授との面談(遮水工・埋立方法・埋立廃棄物の安定化)
9月~10月	生活環境影響調査の追加調査(風向・風速、地下水) →結果: <風向・風速>現地調査の結果は問題ない。<地下水>採用した透水係数が妥当であるとの裏付けが得られた。
9月17日~	生活環境影響調査(案)に対する専門家への検証依頼 →結果: 概ね妥当 ・岡崎教授(鳥取環境大学)、樋口教授(福岡大学)、西垣教授(岡山大学)
12月10・11日	生活環境影響調査の補完調査(騒音) →結果: 元の調査より数値が増加するが生活環境に与える影響は極めて小さい
1月~2月	生活環境影響調査の追加調査(風向・風速; 冬季) →結果: 現地調査の結果は問題ない。

平成25年度正味財産増減計算書(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位：円)

科 目	平成25年度 決算額(A)	平成24年度 決算額(B)	増 減 (A-B)	科 目	平成25年度 決算額(A)	平成24年度 決算額(B)	増 減 (A-B)
基本財産運用益	6,000	2,750,756	△ 2,744,756	固定資産減損損失	0	146,968	△ 146,968
特定資産運用益	9,260	0	9,260	経常外費用計	0	146,968	△ 146,968
受取補助金等 ^{注1}	36,068,856	212,515,144	△ 176,446,288	当期経常外増減額	0	119,853,032	△ 119,853,032
雑 収 益	2	12	△ 10	当期一般正味財産増減額	△ 5,171,434	295,908,458	△ 301,079,892
経常収益計	36,084,118	215,265,912	△ 179,181,794	一般正味財産期首残高	38,069,369	△ 257,839,089	295,908,458
事業費	37,051,365	35,115,829	1,935,536	一般正味財産期末残高	32,897,935	38,069,369	△ 5,171,434
管理費	4,204,187	4,094,657	109,530	当期指定正味財産増減額	0	△ 176,103,321	176,103,321
経常費用計	41,255,552	39,210,486	2,045,066	指定正味財産期首残高	20,000,000	196,103,321	△ 176,103,321
当期経常増減額	△ 5,171,434	176,055,426	△ 181,226,860	指定正味財産期末残高	20,000,000	20,000,000	0
その他経常外収益	0	120,000,000	△ 120,000,000	正味財産期末残高	52,897,935	58,069,369	△ 5,171,434
経常外収益計	0	120,000,000	△ 120,000,000				

注1) 受取補助金等は県からの補助金です。(平成24年度には、指定正味財産の振替額を含む)

注2) 内訳はホームページでご確認いただけます。

平成26年度事業計画・収支予算書について

平成26年度事業計画書

・基本方針

産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって県内産業の健全な発展と県民の健康で快適な生活環境の保全を図るため、その基盤である安全・安心に配慮した処分場を設置及び運営することを目的として、第70回理事会(平成24年2月7日)で決定した「産業廃棄物管理型最終処分場の整備方針(以下「整備方針」という。)」に基づいて計画を進めていくものとする。

上記基本方針に基づき、次のとおり事業を行う。

(1)施設整備

①環境プラントへの助成

整備方針に基づき、環境プラントが平成26年度に実施する「埋蔵文化財調査」等に係る経費に対して、県からの財政支援を受け助成を行う。

②処分場の安全性の検証

地元的不安を払拭するため、地元からの意見等により事業計画や生活環境影響評価の検証が必要な場合に追加調査を行う。

③地元要望の調査・検討

地域振興に係る地元要望についての検討調査や最終処分場整備の進捗に伴う必要な調査検討を行う。

④環境プラントとの調整及び支援

環境プラントが平成26年度に実施する「条例に基づく住民説明会」「施設設置許可申請」「周辺整備計画申請」等に対して必要な支援等を県の協力を得て行う。

⑤地元関係自治会との合意形成

地元関係自治会に対し条例に基づく住民説明会を開催し、提出される意見書に対する見解書を提出するとともに、

地域振興策を含む協定書の締結に向けての説明会など、節目節目に環境プラントと協働して適切な対応を行い、地元関係自治会の御理解がいただけるよう努める。

⑥処分場管理マニュアルの作成

センターが公共関与する搬入物事前審査・搬入管理を含む処分場管理マニュアルを、環境プラントと協働して、住民の安全・安心に配慮し作成する。

⑦検査職員研修・指導の準備

平成27年度に採用予定の検査職員に係る研修や指導について、環境プラントと調整しながら事前準備を行う。

(2)処分場の利用要請及び普及啓発の推進

処分場の安定経営のため、処分場稼働時の搬入量を確保する必要があり、排出事業者に対し処分場の利用要請を行うとともに、従来からの廃棄物処理施設の必要性や安全性についての普及啓発活動(センターだより、ホームページ)に加え、排出事業者に接する機会の多くなる立場を活かした新たな普及啓発業務についても検討する。

平成26年度正味財産増減予算書(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(単位：円)

科 目	平成26年度 当初予算額(A)	平成25年度 当初予算額(B)	増 減 (A-B)	科 目	平成26年度 当初予算額(A)	平成25年度 当初予算額(B)	増 減 (A-B)
基本財産運用益	6,000	6,000	0	当期一般正味財産増減額	△ 6,360,000	△ 6,295,000	△ 65,000
特定資産運用益	7,000	9,000	△ 2,000	一般正味財産期首残高	32,833,696	38,216,337	△ 5,382,641
受取補助金等 ^{注1}	80,918,000	39,614,000	41,304,000	一般正味財産期末残高	26,473,696	31,921,337	△ 5,447,641
雑 収 益	11,000	9,000	2,000	当期指定正味財産増減額	0	0	0
経常収益計	80,942,000	39,638,000	41,304,000	指定正味財産期首残高	20,000,000	20,000,000	0
事業費	82,147,800	39,975,300	42,172,500	指定正味財産期末残高	20,000,000	20,000,000	0
管理費	5,154,200	5,957,700	△ 803,500	正味財産期末残高	46,473,696	51,921,337	△ 5,447,641
経常費用計	87,302,000	45,933,000	41,369,000				
当期経常増減額	△ 6,360,000	△ 6,295,000	△ 65,000				
当期経常外増減額	0	0	0				

注1) 受取補助金等は県からの補助金です。
注2) 内訳はホームページでご確認いただけます。

産業廃棄物処分場についての疑問にお答えします!!

淀江産業廃棄物処分場計画につきましては、これまで関係の皆様への事前説明会や現地視察等を実施してまいりました。説明会などを通じて皆様からいただいた計画に対するご意見やご質問とその回答をQ & Aとして作成しています。なお、センターのホームページにも記載しています。

Q どうしてこの地(淀江)に作るようになったのですか。

A このたびの計画地は、環境プラント工業株が20年以上にわたって事故や環境上の問題を起こすことなく運営してきた一般廃棄物最終処分場の隣接地であり、同社の安全・安心の運営ノウハウ等が活用でき、地形・地質的に地震、活断層、津波、土砂災害等に対しても、最終処分場が重大な影響を受ける場所ではないことが予測されています。

本県の産業活動を支える最終処分場は、企業に近く廃棄物が搬入しやすいところに立地することが必要であり、計画地は山陰道に近く利便性が確保されています。

また、県西部地区は、港湾、空港、鉄道、高速道路の要衝の地であり、環境関連産業が発展する素地もあり、最終処分場設置により、経済発展と雇用増大により高い効果を生み出すことが出来る地域と考えています。

Q どんな廃棄物を埋めるのですか。

A 本計画では燃え殻を主体とする以下の13種類を計画していますが、その多くは燃え殻となる予定です。

燃え殻、ばいじん、汚泥、鉱さい、廃プラスチック類、ガラスくず類、がれき類、金属くず、ゴムくず、木くず、紙くず、繊維くず、*廃棄物を処理したもの（※事前協議制）

Q 本当に県内の事業所から出る廃棄物だけが持ち込まれるのですか。

A 本計画では県内の事業所から出される廃棄物に限って持込みできることとしています。

県内の事業所には産業廃棄物の中間処理施設も含んでおり、この中には県外の廃棄物を受け入れていることありますが、そこで処理された

廃棄物は県内で発生したものと考えています。

これは、県内にある事業所は県の指導監視下にあり、センターとしても立入りやサンプリングなどで搬入物を確認することが出来るからです。

逆に、県内で発生した廃棄物であっても県外で中間処理されるものは、県の目が届かなくなることから受入はいたしません。

Q 燃え殻にはダイオキシン類が含まれていると思いますが、埋立ての際に粉じんが飛散したりしないか心配です。

A ダイオキシン類については、国の基準に従って受入れ可能なもののみを搬入し、埋立ての際には適宜散水を行い、即日覆土することで粉じんの発生を抑制します。さらに、強風時には埋立てを中止します。

Q 埋立てた廃棄物から出る汚水が地下水を汚染したりしないのですか。

A 廃棄物を埋める所の底盤には、二重の遮水シートとベントナイト混合土による三重構造とし、国の基準以上の遮水構造を講じます。

さらに、上層遮水シートの下にシートの破損箇所が特定できる電気漏洩検知システムを導入し、万全を期すこととしています。

Q 遮水シートは47年間もつと言えるのですか。

A 遮水シートの耐久性は埋設する場所の気候や日射量により変化しますが、日本遮水工協会と国際ジオシンセティックス学会日本支部の共同研究をもとにした推計方法によると計算上90年以上、また、平成15年10月の福岡高裁判決によると50年以上の耐久性を保持しているとの結果が出ています。

Q 福島第一原発の貯水槽も三重遮水構造なのに漏れてしまったが、本当にこれで大丈夫ですか。

A 福島第一原発の地下貯水槽と今回の産業廃棄物最終処分場では考え方が異なっており、産業廃棄物最終処分場は内部の水を速やかに排出し、水を貯めない構造です。
遮水構造もまったく異なっており、止水効果を担うベントナイトについて、原発貯水槽では6.4ミリのベントシート使用に対して、計画では500ミリのベントナイト混合土を採用する予定です。

Q 処分場から放流される水が河川を汚染したりしないのですか。

A 埋立地から出る浸出液は、浸出液処理施設で浄化し、水質基準を満足する水質で下流に放流します。
浄化にあたっては、国の基準を上回る高度な装置(逆浸透膜処理設備)を設けます。

Q 放射性廃棄物が入ってくることはないのですか。

A 県内で発生した廃棄物のみを受け入れますので、福島原発事故由来の放射性廃棄物が入ってきません。また、受入れ検査において廃棄物の放射線測定を行い万全を期すこととしていますので、放射性廃棄物を埋立てることはありません。

Q 廃棄物の運搬車両の騒音・振動は大丈夫ですか。通学路も近く危険はないのですか。

A 本事業における廃棄物運搬車両は、1日当たり最大で11台程度と想定しており、昼間の交通量は1時間に2～3台の増加に留まると予測しています。更に、事前予約制をとることから一時的に集中することはありません。また、運搬車両に対しては契約時に飛散防止措置の実施や走行ルートの変更、交通法規の遵守を徹底し、安全確保に努めます。

Q 地震が起きても大丈夫なのですか。

A 処分場の設計にあたっては、県の構造・設備指針等に沿っておこなっていますが、さらに安全性を担保するため、幾つかの地震パターン(阪神大震災、鳥取県西部地震、南海トラフ沖地震)について解析を行い、埋立地が崩れたり、液状化が起こったりしないことを確認しています。

Q 埋立てた廃棄物から硫化水素やメタンガスなどの有毒なガスが発生するのではないのですか。

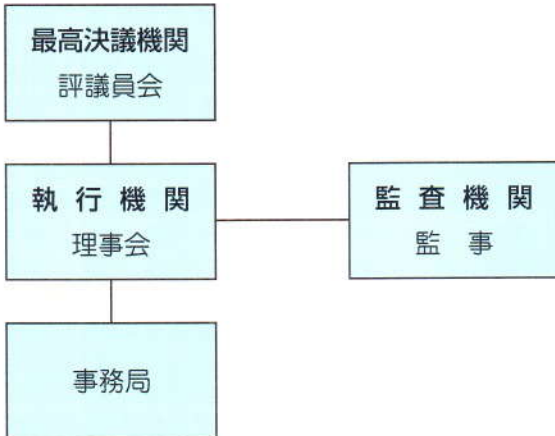
A 硫化水素やメタンガスは、埋立地内部の空気が少なく(嫌気状態)、水分が多い状態の時に廃棄物中の有機成分が微生物によって分解されることで発生します。
今回の処分場は、集排水管により排水の促進と埋立層を通気させて好気状態に保つ構造としており、硫化水素やメタンガスの発生を抑制する構造としています。

Q 事業主体が倒産したら誰が責任をとるのですか。また、いくら万全を期しても想定外の事が起きるかもしれない。事故があった時の責任は誰が負うのですか。

A 事業主体が事業を継続できなくなった場合、環境管理事業センターが事業を引き継ぎ、処分場を廃止するまで責任を持って対応いたします。また、事故が起きた場合の責任は、一義的には事業主体である環境プラント工業(株)が負いますが、万一、環境プラント工業(株)で対処できない事故等があった場合、県が代わりに事故対応を行い、生活環境の保全に努めることとなります。



○センターの組織について



- 評議員会（評議員で構成 3名以上7名以内）
評議員、役員を選任・解任
定款の変更等、法律並びに定款に定められた重要な事項の決定を行う意思決定機関
- 理事会（理事で構成 5名以上10名以内）
代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
法人の業務執行の決定
- 監事（2名以内）
理事の職務執行を監査し、監査報告を作成する
業務及び財政の状況の調査をする

役員等名簿

（平成26年6月20日現在）

評議員（4名）、理事（7名）、監事（2名）

職	氏名	摘要
評議員	野津 一成	美保テクノス株式会社 取締役社長
	岡田 昭明	公立大学法人鳥取環境大学 環境学部長
	足立 珠希	弁護士
	法橋 誠	国立大学法人鳥取大学 理事・副学長
理事	瀧山 親則	理事長(代表理事)
	越生 昭徳	一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会 会長
	大谷 芳徳	鳥取県商工会議所連合会 幹事長
	大西喜久子	特定非営利活動法人コンシューマーズサポート鳥取 理事長
	福井 靖子	とっとり県消費者の会 会長
	角 博明	米子市 副市長
	野川 聡	鳥取県 統轄監
監事	天野 英己	税理士
	竹下 純子	税理士

センターの紹介……………

鳥取県環境管理事業センターは、産業廃棄物最終処分場の確保等を行うことにより、県内産業の健全な発展と将来にわたる県民の健康で快適な生活環境の保全に寄与することを目的として、平成6年12月27日、県、市町村、関係事業者の出捐で設立された「官民協調の第三セクター」です。

平成24年度末に鳥取県から公益財団法人への移行認定を受け、平成25年4月1日に「公益財団法人鳥取県環境管理事業センター」へ移行し、新たなスタートを切りました。

お知らせ……………

皆様の産業廃棄物処分場に関してのご意見をお聞かせ下さい。

センターホームページでは、センターのご案内や事業内容なども掲載しております。当ホームページへは表紙のアドレスにアクセスするか、「環境管理事業センター」で簡単に検索できます。たくさんの方々のアクセスをお待ちしています。

また、センターへご意見やご提案のある方は、住所氏名を記載の上、郵送、Faxもしくはメールで表紙の宛先までお送りください。